

日本医師会第2回男女共同参画フォーラム 基調講演

次世代育成支援と男女共同参画

主催：日本医師会 会場：大阪府医師会館 2階ホール



平成18年7月29日

内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画) 猪口 邦子

1. 男女共同参画社会とは

我が国では憲法において男女平等が規定されているが、これを実質的に実現し、男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成のための取組を推進するため、男女共同参画社会基本法が全会一致で可決・制定された。

【日本国憲法】

第14条 すべて国民は、**法の下に平等**であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、**差別されない**。(以下略)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、**夫婦が同等の権利を有することを基本として**、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、**個人の尊厳と両性の本質的平等**に立脚して、制定されなければならない。

【男女共同参画社会基本法】

・国会において全会一致で可決。1999(平成11)年6月23日公布・施行。

・男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条)

(注)6月23日～29日までの1週間は「男女共同参画週間」

2. 男女共同参画社会基本法

(1999(平成11)年6月23日
公布・施行)

男女共同参画社会基本法は、全28条からなる。

第1章:総則(第1条～第12条) 第2章:男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条～第20条) 第3章:男女共同参画会議(第21条～第28条)

【5つの基本理念】

男女の人権の尊重(第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動との両立(第6条)

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

国際的協調(第7条)

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

【国、地方公共団体及び国民の責務】

- ・国は、施策を総合的に策定し、実施(第8条)
- ・地方公共団体は、地域の特性をいかした施策を展開(第9条)
- ・国民は男女共同参画社会づくりに協力(第10条)

3 . GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数) の国際比較

日本は80か国中43位ときわめて低位であり、先進国中最下位。多くの途上国よりも低くなっている。

(注) GEM:ジェンダー・エンパワーメント指数
(Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

(備考) 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書」
(2005年)より作成。

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.928
2	デンマーク	0.880
3	スウェーデン	0.857
4	アイスランド	0.834
5	フィンランド	0.833
6	ベルギー	0.828
7	オーストラリア	0.826
8	オランダ	0.814
9	ドイツ	0.813
10	カナダ	0.807
11	スイス	0.705
12	米国	0.793
13	オーストリア	0.779
14	ニュージーランド	0.769
15	スペイン	0.745
16	アイルランド	0.724
17	バハマ	0.719
18	英国	0.716
19	コスタリカ	0.668
20	アルゼンチン	0.665
21	ポルトガル	0.656
22	シンガポール	0.654
23	トリニダード・トバゴ	0.650
24	イスラエル	0.622
25	バルバドス	0.615
26	リトアニア	0.614
27	ポーランド	0.612
28	ラトビア	0.606
29	ブルガリア	0.604
30	スロベニア	0.603
31	ナミビア	0.603
32	クロアチア	0.599
33	スロバキア	0.597
34	チェコ共和国	0.595
35	エストニア	0.595
36	ギリシャ	0.594
37	イタリア	0.589
38	メキシコ	0.583
39	キプロス	0.571
40	パナマ	0.563
41	マケドニア	0.555
42	タンザニア	0.538
43	日本	0.534
44	ハンガリー	0.528
45	ドミニカ共和国	0.527

4 . 各分野における女性の参画状況

各分野において、女性の参画は着実に拡大しているものの、依然として、女性割合は低く、一層の取組を進める必要がある。

衆議院議員 ・ ・ 45人 / 480人、9.4% (2006年4月)

・ 1.9% (1952年10月) 43人、9.0% (2005年9月)
・ 188か国中、128位 (列国議会同盟HPより試算、2006年)

参議院議員 ・ ・ 34人 / 242人、14.0% (2005年10月)

・ 6.0% (1953年4月) 13.6% (2004年7月)

国の審議会等における委員 30.9% (2005年)

・ 2.6% (1975年)
・ 2006年4月、男女共同参画推進本部において、新たな目標を決定。
〔委員：2020年までに男女いずれか一方が40%未満とならない。〕
2010年度末までに、女性委員が33.3%。
・ 都道府県：29.8%、市(区)町村：24.8%(2005年)

地方議会議員 ・ ・ ・ ・ 8.8% (2005年)

管理的職業従事者 ・ ・ 10.1% (2005年)

・ 1.2% (1975年)
・ 都道府県議会：7.2%、市区議会：11.0%、町村議会：6.4% (2005年)

国家公務員管理職 ・ ・ 1.7% (2005年)

・ 米国：42.1%、ドイツ：35.2%、スウェーデン：31.8% (2004年)

司法分野 ・ ・ 裁判官：13.7%、弁護士：12.5%、
検察官：9.5% (2005年)

・ 142人 / 8,456人
・ 米国：23.1% (2001年)、フランス：19.3% (2001年)、
ドイツ：9.5% (1998年)

研究者 ・ ・ ・ ・ ・ 11.9% (2005年)

・ 裁判官：2.1%、弁護士：3.3%、検察官：1.0% (1977年)

医師国家試験合格者 ・ ・ 33.7% (2005年)

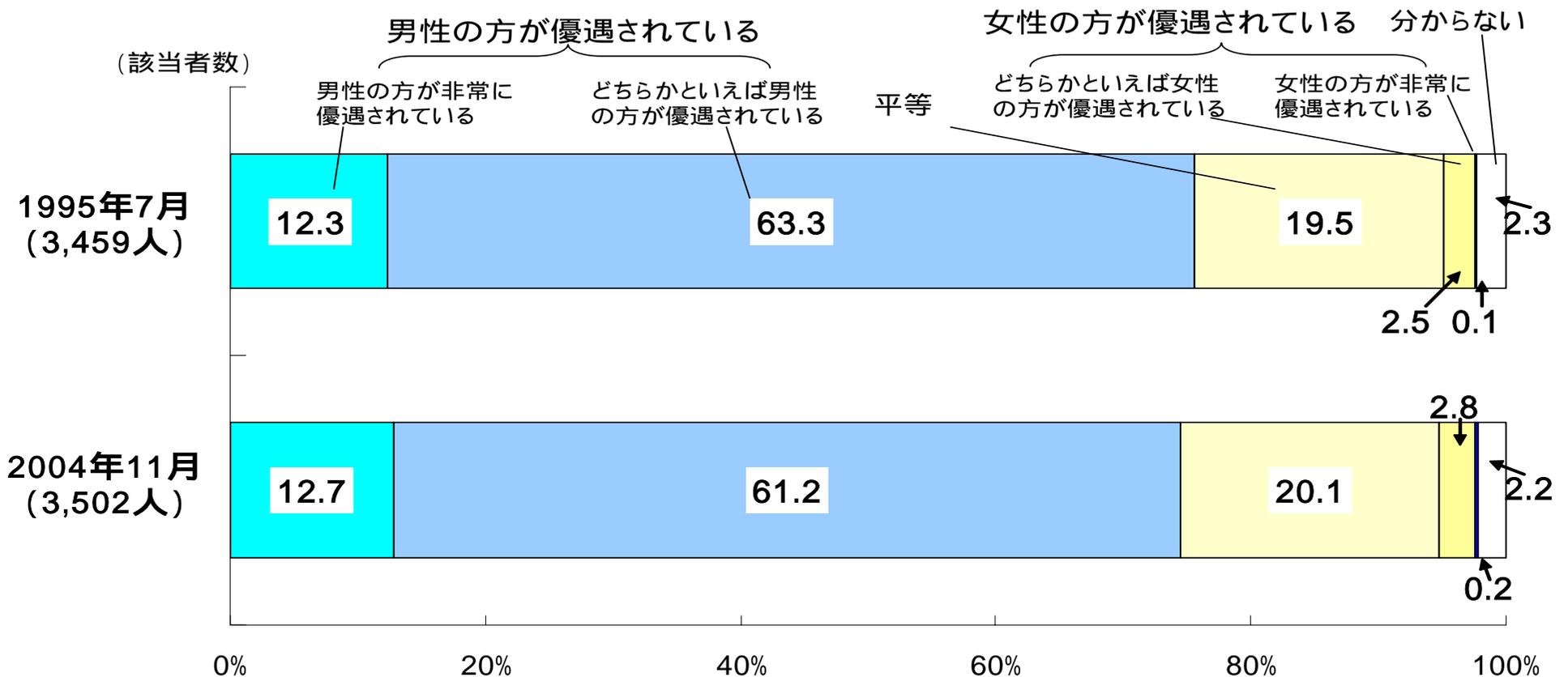
・ 7.9% (1992年)
・ フランス：27.5%、イギリス：26.0%、ドイツ：15.5% (2000年)

・ 19.2% (1991年)

第1子の出産時に離職する女性の割合 ・ ・ 67.4% (2001年)

5. 国民社会における男女の地位の平等感

4人に3人が「男性の方が優遇されている」と考えている。この数字は、この10年間でほとんど変化していない。



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年11月)より作成。

6 . 政府の取組

男女共同参画基本法(1999(平成11)年)に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進している。

- 2000(平成12)年12月 **男女共同参画基本計画** 閣議決定
- 2005(平成17)年12月 **男女共同参画基本計画(第2次)** 閣議決定
- 2006(平成18)年6月 **男女雇用機会均等法**を改正



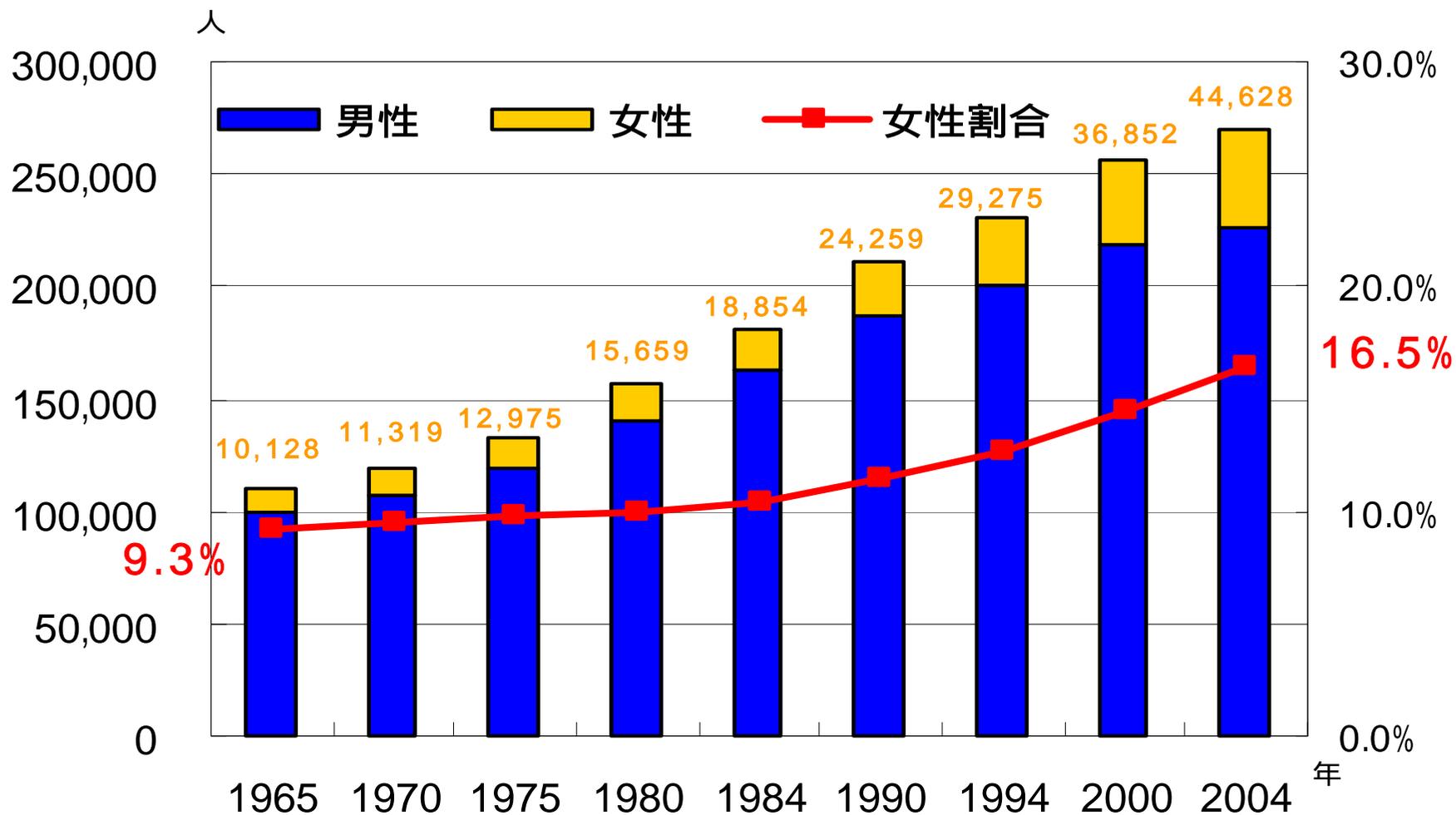
男女共同参画会議(第21回)
(平成17年12月・新計画答申時)



大臣による男女共同参画研修会

7. 女性医師の数と割合の推移

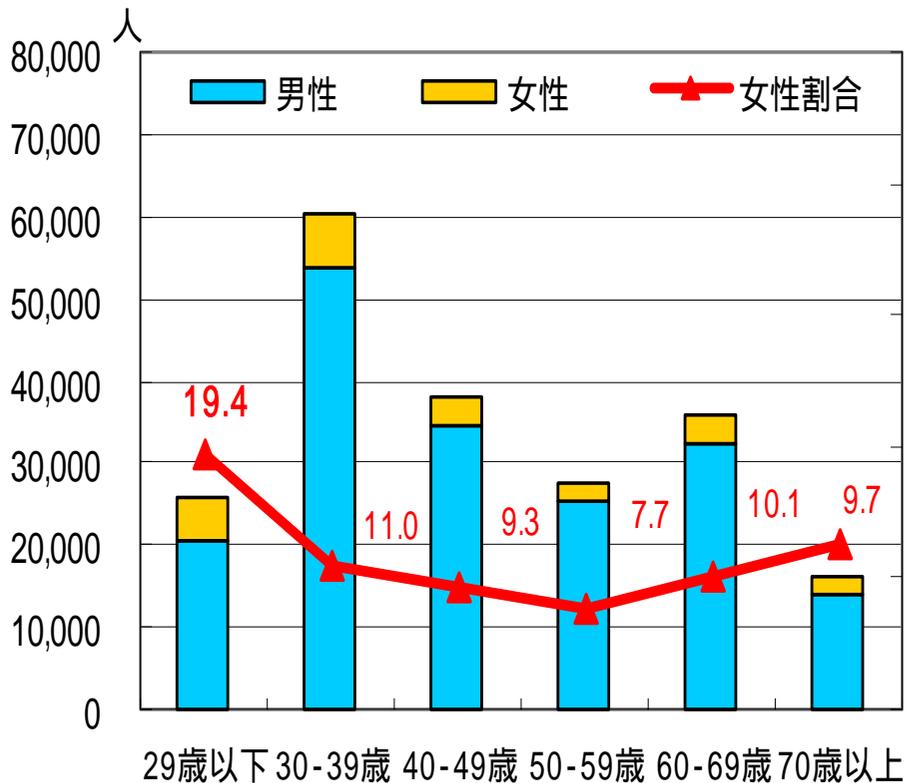
女性医師の数と割合は着実に増えているが、全体の2割に満たない。
1990年以降は、女性医師の数は年平均6%の伸びで増加。



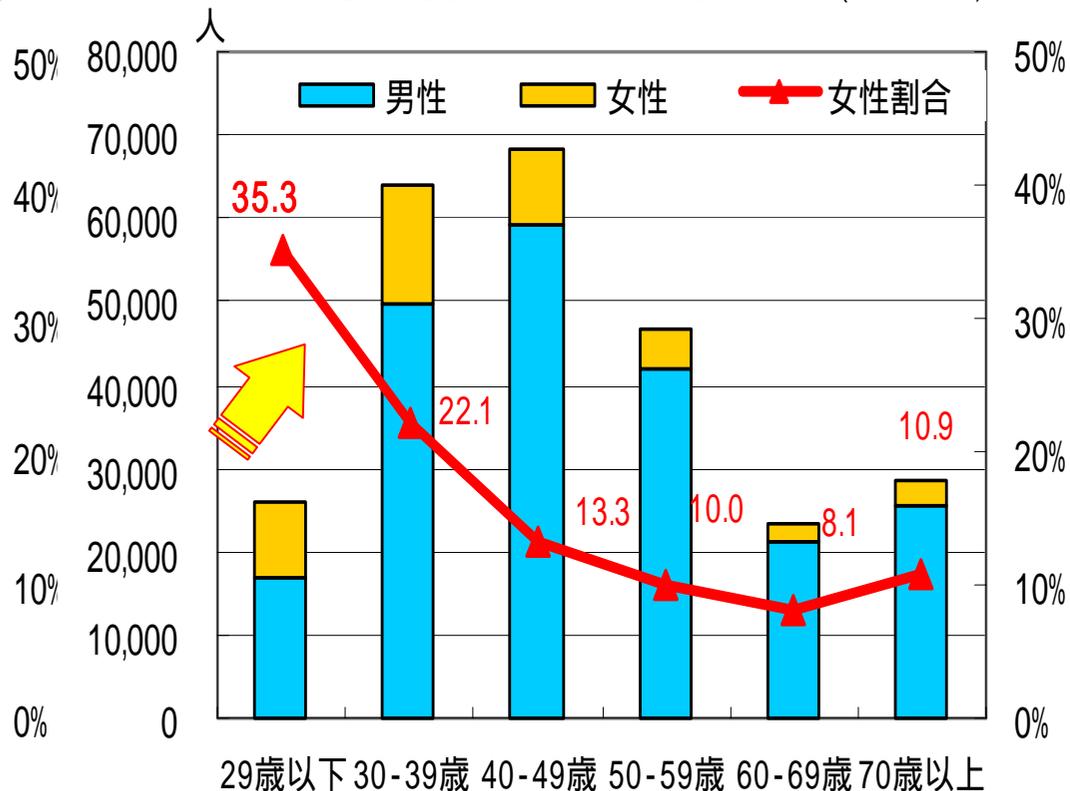
8. 女性勤務医の数と割合の推移

勤務医に占める女性割合は、各年齢層で増えている。特に若い世代の伸びが著しく、**29歳以下**では1990年と2004年で比べると、16%増加している。子育て期の医師の仕事と育児の**両立支援**、男性医師を含めた**働き方の見直し**、**ワーク・ライフ・バランス**が重要。

医療施設従事医師数及び男女割合 (1990年)



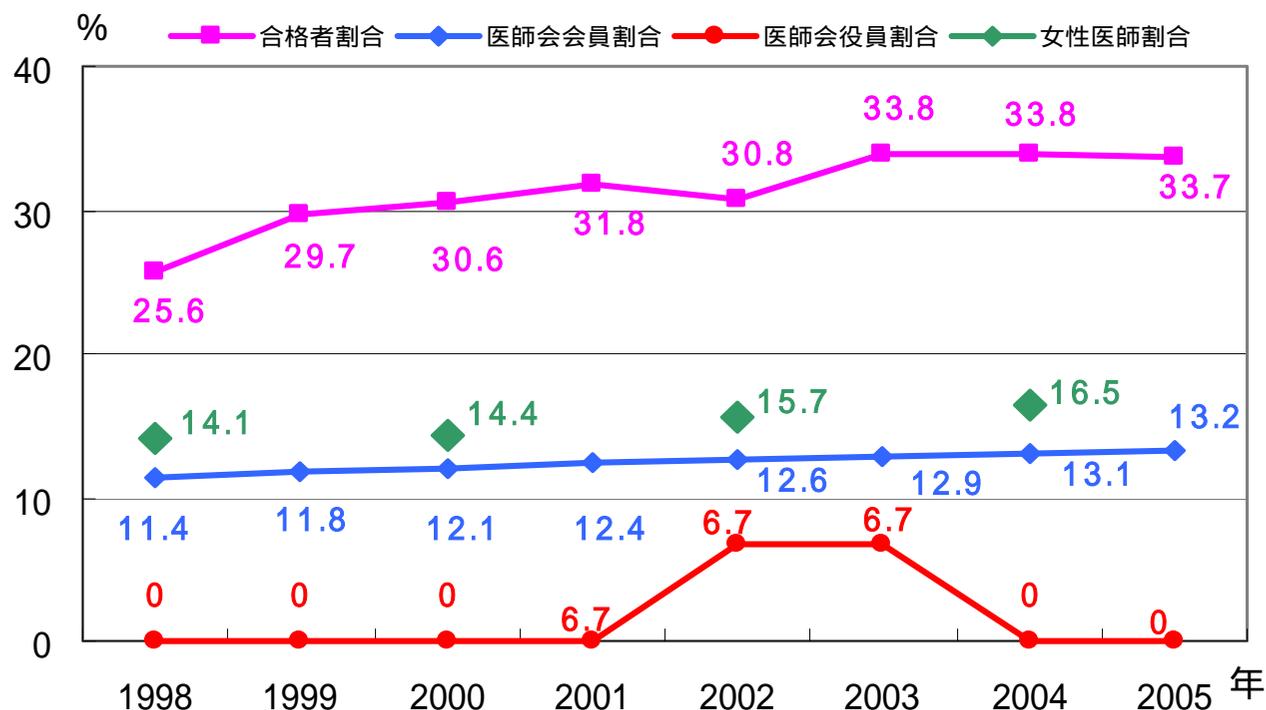
医療施設従事医師数及び男女割合 (2004年)



9. 国家試験合格者、医師、日本医師会会員・役員の女性割合

医師国家試験合格者に占める女性割合は33.7%、女性医師割合は16.5%であり、今後、若い世代から、女性医師割合が増えていくことが期待される。
日本医師会における女性会員割合が13.2%であるのに対し、役員割合は0%であり、女性会員は役員職に就きにくい状況にある。

試験合格者、医師、医師会会員・役員に占める女性割合



10. 第2次男女共同参画基本計画のポイント

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が**少なくとも30%**になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で**積極的改善措置**に自主的に取り組むことを奨励。

女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った**女性の再チャレンジ**(再就職、起業等)支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

男女雇用機会均等の推進

- ・**男女雇用機会均等法を改正**
(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・**男性も含めた働き方の見直し**を大幅かつ具体的に推進。
- ・**短時間正社員**など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための**短時間勤務制度**を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した**子育て支援策**の充実。

新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(**科学技術、防災**(災害復興を含む)、**地域おこし・まちづくり・観光、環境**)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の**性差医療**についての知識の普及を図る。

男性にとっての男女共同参画社会

- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・**被害者の保護や自立支援**等の施策の推進。
- ・**女性に対する暴力の予防**のための対策の推進。

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

1.1. 第2次男女共同参画基本計画のポイント(医師関係)

8. 生涯を通じた女性の健康支援

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

周産期医療の充実

- ・現状における小児科医・産科医の医師不足に対応するため、小児科・産科医療確保対策を進める。

1.2. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

(1) 科学技術(研究者の医師を含む)

女性研究者の採用・登用、機会の確保、勤務環境の整備等

- ・自然科学系全体として25%(保健系30%)を目安とし、各研究組織毎に、女性研究者の数値目標の設定、達成のための努力、達成状況の公開を期待。国は実態を把握し、公開。
- ・女性研究者の積極的な採用・登用、研究と育児等の両立支援策を含む勤務環境の整備等について、国は他のモデルとなる取組を行う大学等に支援等を実施。

医師についても、仕事と出産・育児等の両立支援策等を実施 等

新しい少子化対策について

2006年6月20日、少子化対策に関する政府・与党協議会において合意
同日、少子化社会対策会議(会長:総理、全閣僚で構成)で決定
「骨太方針2006」に盛り込み、強力に推進

急速な少子化の進行
と人口の減少

〔合計特殊出生率 1.25
出生数 106万人〕

〔初の人口自然減 2万人〕

経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題

出生率の低下傾向を反転させる

社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため

少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図る

(1) 社会全体の意識改革

- ・ 子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任
- ・ 国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組む

(2) 子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の拡充

子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援
すべての子育て家庭を支援するため地域における子育て支援策を強化(特に在宅育児、放課後対策)
仕事と子育ての両立支援の推進や、子どもと過ごす時間を確保できるよう男性を含めた働き方の改革
親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めた総合的な対策の推進
就学期における子どもの安全対策、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援の拡充

(1) 子育て支援策

新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

出産育児一時金の支払い手続の改善
 妊娠中の健診費用軽減
 不妊治療の公的助成の拡大
 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
産科医等の確保等産科医療システムの充実
 児童手当制度における乳幼児加算の創設
 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
 待機児童ゼロ作戦の更なる推進
 病児・病後時保育、障害児保育等の拡充
小児医療システムの充実
 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
 育児休業や短時間勤務の充実・普及
 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
 子どもの事故防止策の推進
 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進
 スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等
 学生ベビーシッター等の推奨

(2) 働き方の改革

若者の就労支援
 パートタイム労働者の均衡処遇の推進
 女性の継続就労・再就職支援
 企業の子育て支援の取組の推進
 長時間労働の是正等の働き方の見直し
 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他の重要な施策

子育てを支援する税制等を検討
 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
 食育の推進
 家族用住宅、三世帯同居・近居の支援
 結婚相談等に関する認証制度の創設

国民運動の推進

(1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

「家族の日」や「家族の週間」の制定
 家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催
 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

(2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動

マタニティマークの広報・普及
 有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供
 生命や家族の大切さについての理解の促進

14. 新しい少子化対策（医師関係）

(1) 子育て支援策

新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

産科医等の確保等産科医療システムの充実

- ・地域における産科医療機能の集約化や重点化、周産期医療のネットワークの構築等、産科医等の確保・産科医療の提供体制の充実に努めるほか、**女性医師**等の仕事と育児の両立支援や再就職支援等に努める。

未就学期（小学校入学前まで）

小児医療システムの充実

- ・地域における小児科医療機能の集約化や重点化等、小児科医の確保に努めるほか、**女性医師**の仕事と育児の両立支援や再就職支援等に努める。さらに、小児救急医療の体制整備を進める。

(2) 働き方の改革

女性の継続就労・再就職支援

長時間労働の是正等の働き方の見直し等

15 . 韓国の中央庁舎オリニチプ(子どもの家)を視察

中央庁舎に勤務する職員の子供用の保育所を視察。学校法人ジョンイ学園(ソウル女子大)に運営が委託されている。7:30から22:30まで開所。定員は224名。



(平成18年7月19日 ソウル)

16 . 男女共同参画社会の将来像

多様な価値観の下、個性を生かし、共に生きる社会へ

「政策・方針決定過程の場に女性が参画」

新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になる。

「ワーク・ライフ・バランスの実現により、職場・家庭・地域における男女

共同参画を推進」

職場 : 男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、多様性に富んだ職場環境

が人々を活性化することを通じて企業活動も活発となる。

家庭 : 男女とも、子どもと関わる喜びを体験し得る。

地域社会 : 職場中心の生き方だけでなく、地域活動、ボランティア、学習活動等、

選択肢が拡大する。

「国際的協調の下に男女共同参画を推進」

国際社会におけるジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた連携を進め、

その取組を発信することで、国内外における男女の生活が真に向上する。

ご清聴ありがとうございました。

ご意見・ご要望をお聞かせください。

内閣府男女共同参画局総務課

Tel. 03-3581-2109

Fax. 03-3581-9566

ホームページ <http://www.gender.go.jp>